

訪問介護重要事項説明書

〈2025年4月1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-703-8481（午前8時30分～午後5時30分）

担当 管理者 及川 俊明

*ご不明な点は、お尋ねください。

2. 訪問介護事業所の概要

(1)提供できるサービスの領域と地域

名称	生活協同組合パルシステム千葉 訪問介護にじいろばる松戸六実
所在地	松戸市六実2丁目5-1
介護保険指定番号	(千葉県 1271208900号)
サービスを提供する対象地域	松戸市・鎌ヶ谷市・柏市にお住まいの方

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2)同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名 (1)			1名 (1)
サービス提供責任者	介護福祉士	2名 (1)			2名 (1)
事務職員		名 ()	名 ()		名 ()
介護・看護職員	看護師	名 ()	名 ()		名 ()
	准看護師	名 ()	名 ()		名 ()
	介護福祉士	3名(1)	7名(0)		10名 (2)
	1～2級修了者	3名(1)	1名(0)		4名(1)
	3級修了者	名 ()	名 ()		名 ()

()内は男性再掲

(3)営業時間

営業日	月曜日～日曜日
休業日	12月30日～1月3日
受付時間	8:30～17:30

緊急連絡先 訪問介護にじいろばる松戸六実 047-703-8481

3. サービス内容

- ① 身体介護サービス…食事介助、入浴介助、排泄介助、通院介助などを行います。
* 但し、経管栄養、吸入等の処置など医療行為に該当するサービスは禁止されている為
行いません。
- ② 生活援助サービス…掃除、洗濯、調理、買い物などを行います。

4. 料金

(1) 利用料金

① 訪問介護 要介護1～要介護5の方の方

サービスの種類	提供時間	利用料金	ご利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	1,744円	175円	349円	524円
	20分以上30分未満	2,610円	261円	522円	783円
	30分以上1時間未満	4,140円	414円	828円	1,242円
	1時間以上	6,066円	607円	1,214円	1,820円
生活援助	20分以上45分未満	1,915円	192円	383円	575円
	45分以上	2,354円	236円	471円	707円
身体・生活	身体介護30分未満、生活援助20分以上	3,306円	331円	662円	992円
	身体介護30分未満、生活援助45分以上	4,001円	401円	801円	1,201円
	身体介護30分未満、生活援助70分以上	4,697円	470円	940円	1,410円
加算料金	☐ 早朝(6-8時)及び夜間(18-22時)のサービス提供・・・所定の25%増 ☐ ヘルパーが2名でサービスを提供する場合・・・所定の100%増 ☐ 初回加算・・・新規に訪問介護計画を作成しサービスを利用された場合(初回のみ) ご利用者負担 209円/月 ☐ 緊急時訪問介護加算・・・利用者・家族からの要請により居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合 ご利用者負担 105円/回 ☐ 特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の10%に当たる単位数を割増 介護福祉士割合等、所定の条件を満たすことにより算定 ☐ 介護職員処遇改善加算Ⅰ $\text{月次利用合計単位数} \times 0.245 \text{ の合計単位数} = A$ $A \times \text{地域単価の1割} \sim 3 \text{ 割} \quad * \text{地域単価} = 10.70 \text{ 円}$ ☐ 生活機能向上連携加算 ご利用者負担 105円/月 ☐ 負担割合は1号被保険者である高齢者本人の合計所得に基づき「負担割合証」をもって決定される				

② 訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない、もしくは同じサービス内容で介護認定単位数を超えた場合、利用料(法定代理受領分も含む)の全額を請求させていただきます。

③ 訪問介護サービスを事業所の通常の事業実施区域外で受ける場合、交通費(事業所からの実費)を請求させていただきます。

(2) キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用の24時間前までに、ご連絡いただいた場合	無料
② ご利用の24時間前までに、ご連絡がなかった場合	キャンセル料 1,500円+ヘルパー交通費として300円

(3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、請求書到着の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、郵便振込か郵便引き落としとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合で サービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し込みください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

●ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

●介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

●ご利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

●当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様ご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

●ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、ご利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはご利用者様やご家族様が当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(故意による暴言・暴力行為、法令に基づかない無理な要求、セクシャルハラスメント行為、恫喝、誹謗中傷等)を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

6. 当事業所の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

●利用者のありのままの生活を大切に考えます。

人にはそれぞれ生きてきた人生の積み重ねの上に今の生活があります。住み慣れた土地で、暮らした家で、ご家族や地域の方と一緒に、その人らしい生活を大切に考えお手伝いします。

●利用者の生活の自立をお手伝いいたします。

「寝たきり」といわれている方でも、身体を動かすことができる人が多くいらっしゃいます。ご自分の持つ力を引き出し、日常の生活動作につなげることで、生活の自立＝生活の再構築が可能になります。当事業所はそのお手伝いをいたします。

●ご家族とご本人のいきいきとした、豊かな暮らしを応援します。

介護を受ける方が元気で楽しくいることは、ご家族にとって何よりのことだと考えます。しかしながら、ご家族にとって少なからぬ精神的・肉体的負担があることは否めません。ご本人とご家族の“笑顔”に出会えるよう援助します。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	月1回のミーティング時、また介護講座・セミナー等の参加により実施
その他	無	

- (3) サービス利用に当たっての留意事項
時間変更、延長をご希望される際は、事前にご相談下さい。

7 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：管理者 及川 俊明
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対し説明し同意を得た上で、次に掲げたことに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また、事業所として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9. 秘密保持について

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」と言う。）は、サービス提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

10. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- (3)事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者負担となります。）
- (4)利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとします。その際は個人情報の取り扱いに留意します。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。

主治医	主治医名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

12. サービス内容に関する苦情

② 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 及川 俊明 電話 047-703-8481

③ その他

当センター以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

松戸市 担当部署

担当 高齢支援課

電話 047-366-7346

13. 当協の概要

名 称	生活協同組合パルシステム千葉
代表者役職・氏名	代表理事 理事長 高橋 由美子
本部所在地・電話番号	千葉県船橋市本町2丁目 1-1 船橋スクエア 21 4 階 TEL. 047-420-2600

定款の目的に定めた事業

施設・拠点等

通所介護	2ヶ所
地域密着型通所介護	1ヶ所
認知症対応型通所介護	1ヶ所
訪問介護事業所	2ヶ所
居宅介護支援事業所	2ヶ所

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 生活協同組合パルシステム千葉
所在地 〒273-0005 千葉県船橋市本町2丁目1-1
船橋スクエア 21 4 階
代表者 代表理事 専務理事 新村 里志

説明者 所属 訪問介護にじいろばる松戸六実
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名